

連絡事項

- 「新たな治験活性化5カ年計画」の中間見直しに関する検討会について
- 平成22年度治験拠点等整備事業補助金について
- 中核病院・拠点医療機関の評価について
- グローバル臨床研究拠点事業について

13

治験拠点病院活性化事業

(目的)

- 「治験拠点病院として治験環境の充実に必要な経費を補助することにより、国際競争力のある医薬品・医療機器の研究開発環境を整備する。」

(交付の対象)

医療施設運営費等補助金(治験拠点病院活性化事業)

- 平成19年4月13日医政発第0413004号厚生労働省医政局長通知の別紙「治験拠点病院活性化事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う治験拠点病院活性化事業に対して国が補助する事業

(補助条件)

治験拠点病院活性化事業においては、医療機関において、治験環境の充実に必要な事項として、①に掲げる事項を行うこと及び②から④までの事項の全部又は一部を行うこととする。

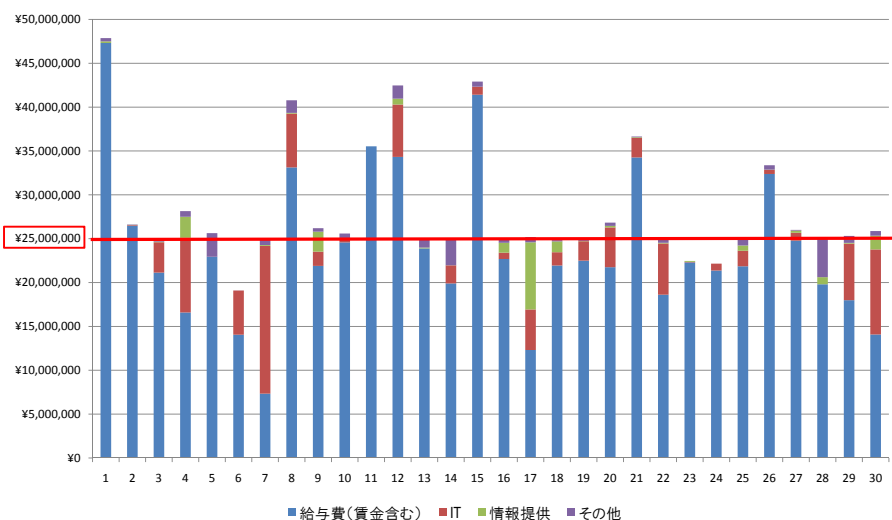
- ① アからウまでの全部又は一部の治験担当職員の雇い上げ。ただし、ア又はイは必ず行うこととする。
 - ア CRC(治験コーディネーター) イ データマネージャー ウ 事務補助員
- ② アからウまでの全部又は一部の治験業務のIT化
 - ア システムエンジニアの雇い上げ イ プログラマーの雇い上げ ウ コンピュータのリース
- ③ 普及啓発
 - リーフレット等啓発資料の作成及び配布
- ④ 関連医療機関への情報提供等の支援
 - 連絡会議の開催

国内未承認医薬品・医療機器の解消及び国際共同治験の推進に係る国の施策及び 指導に協力するものとする。

本事業終了後においても、上記取組みを継続するものとする。

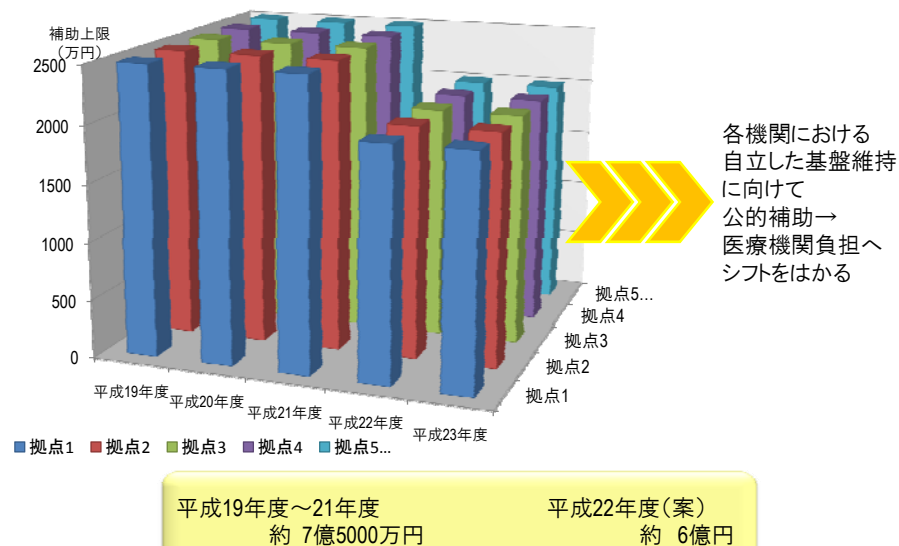
14

平成21年度の補助金執行実績



15

治験拠点医療機関予算の考え方



16